

医薬品やサプリメントの個人輸入

本当に大丈夫？

魅力的な効果
健康被害

不純物

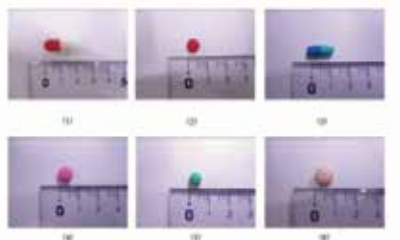


偽造医薬品

副作用

低価格

●個人輸入した医薬品等で健康被害が報告されています



「ホスピタルダイエット」

健康被害：死亡（因果関係は明らかではない）
※ダイエットを目的として、海外の医療機関で処方される複数の医薬品で構成される製品群の総称。「MD クリニックダイエット」や「ヤンヒーダイエット」などが知られています。



正規品

模造品

(正規品に存在しない規格)

E D 治療薬の偽造医薬品

健康被害：意識障害
※海外では死亡事例も報告されています。



ダイエット用食品「天天素（天天清脂こう囊）」

健康被害：めまい、嘔吐、下痢、腹痛、頭痛、不眠、動悸、口の渇き等
※向精神薬「マジンドール」や肥満治療薬「シブトラミン」（国内未承認）などの医薬品成分が検出されました。

● 輸入医薬品等には、次のようなリスクがあります

- ・日本の医薬品医療機器等法に基づく 品質・有効性・安全性の確認がなされていません。
- ・虚偽又は誇大な効能・効果、安全性などをうたっている場合があります。
- ・不衛生な場所や方法で製造されたものであるおそれがあり、有害な不純物等が含まれている可能性が否定できません。
- ・正規のメーカー品を偽った、偽造製品かもしれません。
- ・副作用や不具合などが起きた場合に、対処方法が不明なことがあります。
- ・強壮や痩身（ダイエット）効果をうたうサプリメントからは、医薬品成分が検出される事例が発生しています。

危険性と必要性を考えるまる!



● それでも個人輸入をする場合は…

- ・自分ひとりで判断せずに、家族の方などと話し合い、また、医師、薬剤師等の専門家に相談されることをお勧めします。
- ・輸入した医薬品等を使用して 体調が悪くなった時は、医療機関を受診してください。 医師の診断の結果、輸入した医薬品等による健康被害が疑われる場合は、最寄りの健康福祉センターにお知らせください。
- ・医薬品等の個人輸入には、原則、地方厚生局から医薬品医療機器等法に違反する輸入でないことの証明（「薬監証明」）を受ける必要があります。 詳しくは、地方厚生局薬事監視専門官にお問い合わせください。
- ・個人輸入した医薬品や化粧品等を、他者に販売・授与等をする、医薬品等を営業のために輸入する場合は、薬務課にご相談ください。



○連絡 / 相談先○

栃木県西健康福祉センター（県西保健所）	TEL 0289-64-3029 FAX 0289-64-3059	栃木県北健康福祉センター（県北保健所）	TEL 0287-22-2364 FAX 0287-23-9433
栃木県東健康福祉センター（県東保健所）	TEL 0285-83-7220 FAX 0285-84-7438	栃木県安足健康福祉センター（安足保健所）	TEL 0284-41-5897 FAX 0284-41-6907
栃木県南健康福祉センター（県南保健所）	TEL 0285-22-6119 FAX 0285-21-0175	栃木県保健福祉部薬務課	TEL 028-623-3120 FAX 028-623-3121